

# 「嘉麻市公民館基本方針」

平成 30 年 3 月

嘉 麻 市

# 目 次

I	はじめに	1	
II	嘉麻市公民館の現状と課題	1 ~ 2	
	1	これまでの経緯	
	2	現状と課題	
III	嘉麻市公民館基本方針	3	
	1	目的	
	2	公民館の事業	
	3	対象区域の設定	
	4	公立公民館の設置	
	5	地域住民の意見の反映	
	6	公民館基本計画	
	用語解説	4	

## I はじめに

近年、生活様式の変化や価値観の多様化により、仕事や家庭生活以外における社会参画や自己実現への住民の関心は高くなっています。また、超高齢社会<sup>(注1)</sup>の到来により、人生の完成期をどのように過ごすかについて考える上でも、自己の能力をいかしお互いに学びあう生涯学習は、重要となっています。住民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切にいかすことのできる社会の実現を目指すためには、住民の地域における学習と交流の拠点である公民館の役割はますます大きくなっていくと考えられます。

本市は、合併から10年が経過しましたが、その間、市制を取り巻く環境は大きく変化し、財政状況も厳しくなる一方です。このような中、地域住民のニーズの多様化、施設の老朽化、後継者の育成などに対応するため、公民館組織の再構築や公民館活動の基本的な方針の統一は喫緊の課題となっています。そこで、教育委員会では、嘉麻市の実情に即した公民館の在り方について検討を行い、「嘉麻市公民館基本方針」を定め、住民生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行う教育機関としての公民館活動の統一に向けた組織の再構築を図ります。

## II 嘉麻市公民館の現状と課題

### 1 これまでの経緯

嘉穂南部1市3町合併協議会<sup>(注2)</sup>における公民館についての協議では、「中央公民館<sup>(注3)</sup>は嘉穂町生涯学習センター内に置き、現在あるそれぞれの中央公民館は地区公民館<sup>(注4)</sup>とする。また、地区公民館は分館<sup>(注5)</sup>として、現行のとおり新市に引継ぐ。」という決定がなされ、「公民館で実施している事業についても、現行のとおり新市に引継ぎ、今後の運営について検討を行い、統一できるものについては、合併後速やかに調整する。」という内容でした。

平成19年度に各地区の館長を交え公民館組織の見直しについて調整会議を行いました。それぞれの地区の現体制への思いが強く、調整を図ることができませんでした。

それ以後も各地区代表者会議等を定期的に開催し、組織の見直しに努めましたが、公民館の運営方法等についての調整を図ることができず、旧市町の公民館組織や事業がそのまま継続しています。

### 2 現状と課題

嘉麻市には、社会教育法第21条に規定される公立公民館<sup>(注6)</sup>と、同法第42条に規定される自治公民館<sup>(注7)</sup>があります。

公立公民館が実施している事業において、中央公民館は地区公民館を統括し、地区公民館や分館への指導助言や全市的な事業である成人式や高齢者大学、公民館まつり

等を開催しています。地区公民館は、分館及び自治公民館が行う公民館活動の支援をはじめ、講座の開催や社会教育関係団体の活動支援等を行っています。山田・嘉穂地区に設置している分館は、体験学習等の青少年健全育成活動や高齢者を対象とした事業、スポーツ大会、各種教室等を実施していますが、分館によって活動内容に違いがあります。

自治公民館については、行政区を単位として、各年齢に応じたスポーツや文化活動が実施されていますが、地域によりその内容に違いがあります。

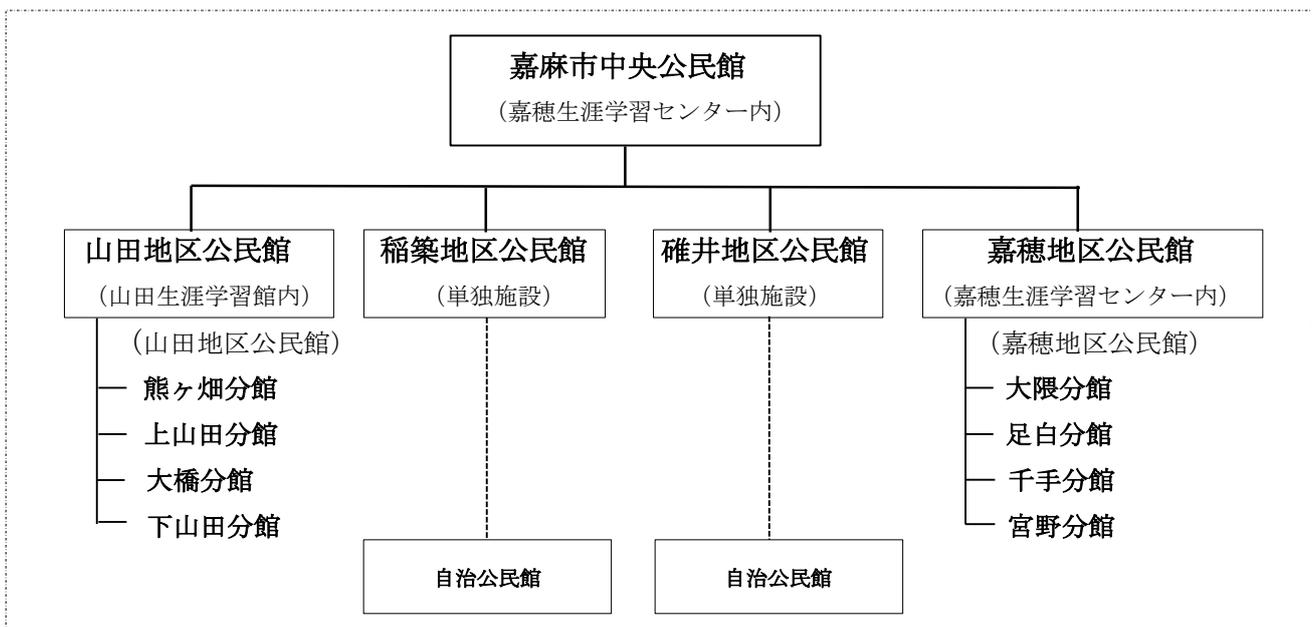
嘉麻市の公民館組織（※下図参照）は、山田・嘉穂地区が分館方式、稲築・碓井地区が自治公民館方式となっており、それぞれの公民館の対象区域や事業内容が異なっています。そのため、事業の規模や開催回数等に違いがあり、市内で統一した事業展開を図ることができていません。また、公民館利用者の減少や固定化が見られ、公民館活動が停滞している地域もあります。これらは、地域により公民館体系が異なっていること、市としての統一した基準が無いこと等が原因であると思われます。

公民館活動を活性化するためには、公民館が実施する事業の見直しを図り、市内で統一した事業展開を図ることができる適正な対象区域の設定を行う必要があります。

これらの背景を踏まえ、今後の公民館活動の活性化を図るためには、次のことが求められます。

- (1) 住民生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行う教育機関としての公民館活動を整理し、住民への共通理解を図る。
- (2) 公民館の果たすべき役割を明確にする。
- (3) 公民館活動を行う適正な対象区域を設定する。
- (4) 地域住民の意見を公民館運営に反映させる仕組みの整備を行う。

### 嘉麻市内公民館組織【中央公民館、地区公民館、分館、自治公民館体系図】



### Ⅲ 嘉麻市公民館基本方針

#### 1 目的

公民館は、嘉麻市内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 2 公民館の事業

公民館は、前項の目的を達成するため、嘉麻市公民館条例第4条に規定する、次の事業を行う。

- (1) 講座、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (2) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (3) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (4) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (5) 施設を市民の集会その他の公共的利用に供すること。

#### 3 公民館の役割

公民館は、講座の開設等、地域の実情に即した学習の機会を提供するとともに、地域で活動する人材の育成、団体等の支援を行う。また、各地域の特性や歴史的経緯を考慮して、公民館の果たすべき役割や機能を明確にする。

#### 4 対象区域の設定

公民館の事業を実施するために、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して対象区域を設定し、対象区域に地区公民館を設置する。事業の円滑な実施を図るため、必要がある場合には、地区公民館に分館を設ける。

#### 5 地域住民の意見の反映

住民の参画による公民館運営を目指し、情報の発信と地域住民の意見を反映する仕組みを構築する。

#### 6 公民館基本計画の策定

公民館基本方針に基づき、具体的な内容については、公民館基本計画を別に定める。なお、地域の実情、その他社会情勢の変化に伴い、必要に応じ見直しを図るものとする。

## 用語解説

### 注1 超高齢社会

総人口に対して、65歳以上の高齢者人口が占める割合を高齢化率という。世界保健機構（WHO）や国連の定義によると、高齢化率7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。嘉麻市の高齢化率は、平成28年12月末現在で36.1%。

### 注2 嘉穂南部1市3町合併協議会

合併に向けた様々な協議を行うため、山田市、稲築町、碓井町及び嘉穂町の1市3町が、平成16年11月に設置した協議会。

### 注3 中央公民館

地区公民館を統括し、各公民館への指導助言を行う公民館。

### 注4 地区公民館

旧自治体の中央公民館が合併時に地区公民館となったもの。

嘉麻市は旧自治体を単位とした4地区に地区公民館を設置している。

### 注5 分館

山田市、嘉穂町の地区公民館が合併時に分館となったもの。

山田・嘉穂の地区公民館にそれぞれ4館の分館を設けている。

### 注6 公立公民館

社会教育法第21条の規定により市町村が設置する公民館。

### 注7 自治公民館

社会教育法第42条の規定により自治会等の自治組織が設置するもので、公民館に類似する施設。